

委任状

年 月 日

楽天ペイメント株式会社 宛

受任者 所在地:東京都渋谷区千駄ヶ谷1-11-1

名称:株式会社ライトスタッフ

代表者氏名:半澤 勝己

当社は、上記の者を代理人として、楽天ペイメント株式会社が提供する決済サービス(「楽天ペイ」)の加盟店契約の申込等を行うために必要な一切の行為について委任します。

上記委任に先立ち、当社は「楽天ペイ(実店舗決済)アプリ決済加盟店規約」「楽天ペイ(実店舗決済)アプリ決済加盟店契約に関する覚書」の内容に同意していることを確認します。

以上

委任者 所在地:

名称:

代表者氏名:

印

収納代行業務に関する確認書

第1条 (総則)

本確認書は、楽天ペイメント株式会社(以下「楽天ペイメント」という。)と [] (以下「加盟店」という。)との間の「楽天ペイ(実店舗決済)加盟店規約」(以下「本規約」という。)にもとづく契約において、楽天ペイメントから加盟店及び加盟店から楽天ペイメントに支払うべき金銭の収納代行等を、株式会社ライトスタッフ(以下「収納代行業者」という。)に委託する場合の特約事項を定めるものである。本確認書に用いられる用語の定義は、別段の定めがない限り、本規約における定義と同一とする。

第2条 (収納代行)

加盟店は、本規約に基づき楽天ペイメントが加盟店に対して支払うべき取引代金相当額につき、収納代行業者に代理受領権限を付与するものとする。楽天ペイメントの加盟店に対する当該支払いは収納代行業者に支払うことにより完了するものとし、加盟店は、収納代行業者との契約に基づき、当該金銭の引渡しを受けるものとする。

2 収納代行業者が前項に定める引渡しを行わないなど、収納代行業者との間で紛争が生じた場合であっても、楽天ペイメントは、何ら責任を負わないものとする。

第3条 (加盟店手数料等の代理受領)

楽天ペイメントは、本規約に基づき加盟店が楽天ペイメントに対して支払うべき加盟店手数料等につき、収納代行業者に代理受領権限を付与するものとする。

2 前条に基づき収納代行業者が受領した取引代金相当額であって、加盟店に対する引渡しが行われていない金銭(以下「引渡未了金」という。)がある場合は、当該引渡未了金の範囲内において、収納代行業者が加盟店から加盟店手数料等の支払を受けたものとみなし、収納代行業者が当該加盟店手数料等を楽天ペイメントに引き渡すことができるものとし、加盟店はこれに同意するものとする。

第4条 (本決済システムの一時停止)

本規約第 52 条から第 56 条までその他本規約に別途定める場合のほか、楽天ペイメントは、以下の各号に掲げる場合には、楽天ペイメント所定の方法で加盟店に通知又

は公表することにより、本決済システムによる取引の全部又は一部を一時停止し本決済システムに係るサービスを終了させることができるものとする。

- (1) 天災地変、地震、停電その他の災害等により、収納代行業者がサービスを提供できない場合
- (2) 収納代行業者が運営するシステム等の機能その他に不具合が生じた場合
- (3) 収納代行業者のシステムの保守又は点検に必要な場合

2 本規約第 52 条から第 56 条までその他本規約に別途定める場合のほか、加盟店が以下のいずれかに該当した場合は、楽天ペイメントは、本決済システムによる加盟店の決済を一時停止させ又は加盟店契約を解除することができるものとする。

- (1) 収納代行業者に付与した代理受領権限が有効でなくなった場合
- (2) 収納代行業者が運営するシステム等の全部又は一部の利用が制限された場合

3 前二項に定めるところにより、加盟店が何らかの損害を被ったとしても、故意又は重過失による場合を除き、楽天ペイメントは加盟店に対して責任を負わないものとする。

第5条 (本確認書に定めのない事項)

本確認書に定めのない事項については、すべて本規約又は楽天ペイメントと加盟店間の別途の合意に定めるところによるものとする。

加盟店は、上記各条項に異議のなく同意することを確認する。

20 年 月 日

加盟店 [所在地]

[名称]

[役職名 代表者名]

印